

広報萩
7月号掲載
(令和7年度)

強引な訪問購入にご注意を



相談事例

電話で「靴でも食器でも、なんでも不用品を買い取ります」と事業者から勧誘を受け、来訪を了承しました。いらない食器や着物を用意していましたが、用意していた物には目もくれず、指輪やアクセサリなどの貴金属はないか？と言われ、大切にしていたアクセサリを強引に買い取られました。

相談事例



突然に訪問してきた購入事業者に、「いらなくなった貴金属はありませんか。高く買い取ります」と言われ、そのような物はありませんと断りましたが、帰ろうとせずしつこく勧誘され、怖い思いをしました。

アドバイス

- ◆ 依頼をしていないのに、**購入事業者が突然、訪問して買い取りをすることは法律で禁止**されています。また事前に電話で勧誘した場合でも、消費者が承諾しているもの以外の物品について、売却を求めることもできません。
- ◆ 突然訪問してくる購入事業者は、**安易に家に入れ**ないようにしましょう。事前に承諾していても、「貴金属はないか？」など当初とは違う物品の売却を求めてきた場合は、きっぱりと断りましょう。
- ◆ 訪問購入は、契約書面を受け取った日から、8日以内なら**クーリング・オフ**ができます。ただし、一度、商品を引き渡してしまうと、商品の返却請求を行っても、手元に戻らないケースもありますので注意が必要です。
- ◆ クーリング・オフ期間内は、購入事業者に物品の引き渡しを拒むことができます。

